

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務」を効果的に推進するにあたり、公募型プロポーザルにより業務を受託する事業者を選定するため、必要な手続きを定めるものとする。

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容等

別添「令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日～令和4年3月18日（金）

(4) 履行場所

高知県高岡郡津野町永野471番地1 津野町役場 他

(5) 提案上限額

2,500,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては上限額を超えないものとする。

2. 審査委員会の設置

別途定める「令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき「津野町観光DMO構築等調査検討業務受託者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3. 契約候補者の選定等

審査委員会において提出された企画提案書を審査のうえ、本業務について最適なものと特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は非公開とする。

4. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定め

られた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、契約の協議が整い次第契約を締結することとする。

5. 応募者が備えるべき参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 本業務の受託選定は、本業務を確実に遂行するために必要な経営能力、技術的能力等を備えた単体企業とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件調達の公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、津野町（以下「町」という。）から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 町との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (5) 高知県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしているものでないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (9) 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (10) 津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

6. 応募の手續及び日程（予定）

項 目	日 程
①募集要領の公示	令和3年11月11日（木）
②質疑書提出期限	令和3年11月17日（水）
③参加申し込み期限（書面）	令和3年11月24日（水）
④参加資格の確認通知	令和3年11月25日（木）

⑤企画提案書提出期限	令和3年12月 2日 (木)
⑥審査委員会 (書類審査及びプレゼンテーション)	令和3年12月 3日 (金)
⑦審査委員会の結果通知	令和3年12月 6日 (月)
⑧委託先決定、契約	令和3年12月 7日 (火)
⑨業務完了	令和4年 3月18日 (金)

※⑥審査会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から延期又はオンライン実施に変更となる場合がある。

7. 質疑書の提出

提出期限	令和3年11月17日 (水)
提出方法	津野町役場 産業課宛てにメール又は FAX で提出 電話により着信を確認すること。 メールアドレス sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp FAX 0889-55-2022
質問方法	質疑書(別紙様式-①)に質問事項を簡潔に記入
回答方法	質疑と回答の内容は、津野町のホームページに掲載する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・電話及び直接来庁による質問には応じない。 ・回答は、本実施要領又は仕様書の追補とみなす。 ・質疑内容に参加者を特定できる記載があるときは回答しない。

8. 参加申込及び資格要件の確認

(1) 参加申込の提出

提出期限	令和3年11月24日 (水) 午後5時 (必着)
提出先	〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471-1 津野町役場 産業課 担当:大崎 宛て
提出方法	郵送(書留郵便又は配達証明できるものに限る。)又は持参

提出書類	<p>プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式－②）に参加資格審査書類を添えて申込を受け付ける。申込に当たって提出する書類は次表のとおり。</p> <p>[提出書類、様式及び提出部数等]</p> <table border="1" data-bbox="454 562 1350 954"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 562 1046 658">提出書類の名称</th> <th data-bbox="1046 562 1219 658">用紙規格</th> <th data-bbox="1219 562 1350 658">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 658 1046 707">①参加申込書 ※様式－②</td> <td data-bbox="1046 658 1219 707">A 4 縦方向</td> <td data-bbox="1219 658 1350 707">1 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 707 1046 757">②法人の概要書 ※任意様式</td> <td data-bbox="1046 707 1219 757">A 4 縦方向</td> <td data-bbox="1219 707 1350 757">1 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 757 1046 806">③納税証明書（法人税）</td> <td data-bbox="1046 757 1219 806" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1219 757 1350 806">1 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 806 1046 855">④納税証明書（消費税）</td> <td data-bbox="1046 806 1219 855" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1219 806 1350 855">1 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 855 1046 904">⑤これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式</td> <td data-bbox="1046 855 1219 904">A 4 縦方向</td> <td data-bbox="1219 855 1350 904">1 部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 904 1046 954">⑥宣言・確約書 ※様式－③</td> <td data-bbox="1046 904 1219 954">A 4 縦方向</td> <td data-bbox="1219 904 1350 954">1 部</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類の名称	用紙規格	提出部数	①参加申込書 ※様式－②	A 4 縦方向	1 部	②法人の概要書 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部	③納税証明書（法人税）	/	1 部	④納税証明書（消費税）	/	1 部	⑤これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部	⑥宣言・確約書 ※様式－③	A 4 縦方向	1 部
提出書類の名称	用紙規格	提出部数																				
①参加申込書 ※様式－②	A 4 縦方向	1 部																				
②法人の概要書 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部																				
③納税証明書（法人税）	/	1 部																				
④納税証明書（消費税）	/	1 部																				
⑤これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部																				
⑥宣言・確約書 ※様式－③	A 4 縦方向	1 部																				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、上記書類以外の書類の提出を求めることがある。 																					

(2) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和3年11月25日（木）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9. 企画提案書について

(1) 企画提案書等の提出

提出期限	令和3年12月 2日（木）正午（必着）
提出先	〒785 - 0201 高知県高岡郡津野町永野471-1 津野町役場 産業課 担当：大崎 宛て
提出方法	郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参
提出書類	別途定める「令和3年度津野町観光 DMO 構築等調査検討業務の公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

(2) 企画提案書の内容に関するヒアリング

企画提案書提出後、企画提案書の内容について、必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

(3) 参加の辞退

参加申込後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。なお、提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

10. 審査

審査委員会において、別途定める審査要領のとおり審査を行う。

11. 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌日を目途に、全ての参加者に通知文書を発送する。なお、審査結果は津野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

12. 提供資料

今回の公募にあたり町は次の資料を提供する。提供は、津野町ホームページに掲載する。なお、提供資料は予定であり、変更することがある。

- ・津野町観光振興計画

13. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位そ

の他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－④により提出すること。開示・非開示の判断は様式－④に基づき行うものではなく、様式－④を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14. その他

(1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出させる。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはしない。

(2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。

(4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。

①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

③プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

15. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町役場 産業課 担当：大崎

電話：0889-55-2021

E-mail：sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp（産業課代表アドレス）